

事業シート（概要説明書）												
事業名	こども医療費助成事業						事業開始年度	昭和48年度				
上位施策名	出産と子育ての支援を充実する						担当局・部名	市民部				
根拠法令等	福祉医療費助成事業実施要綱（兵庫県） 加古川市医療の助成に関する条例						担当課・係名	医療助成年金課				
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務						作成責任者	登 康典				
実施の背景	次代を担う子どもを安心して生み、育てることができるよう、医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育て支援体制を充実させる必要がある。											
目的 (何をどうしたいのか)	0歳から小学校3年生までの乳幼児等の保護者の経済的負担を軽減する。											
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	0歳から小学校3年生までの乳幼児等					対象者数（全住民に対する割合） 24,031人（9%）					
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施										
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）										
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）										
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）										
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）		事業費			活動指標					
0歳から小学校3年生までの乳幼児等の保険診療にかかる医療費の自己負担額を全額助成する（所得制限なし）。		828,481千円			乳幼児等医療費助成額 乳幼児等医療費助成件数							
関連事業 (同一目的事業等)	こども医療費助成事業（県事業拡充分） 母子家庭等医療費助成事業											
コスト	26年度（予算）		25年度（決算）			24年度（決算）			23年度（決算）			
	事業費合計		902,950千円			828,481千円			860,536千円			873,915千円
	事業費内訳 (平成25年度分)		扶助費765,885千円 ※医療助成費 手数料 55,191千円 ※審査機関への審査支払手数料、医療機関への事務処理費 委託料 6,029千円 ※別紙「委託先シート」のとおり その他 1,376千円 ※旅費、事務用品購入費、医療費受給者証等印刷費、 医療費受給者証等郵送料									
	人件費	担当正職員	1.53人	12,015千円	1.28人	10,013千円	1.28人	10,013千円	1.36人	10,680千円		
		臨時職員等	0.67人	1,538千円	0.71人	1,632千円	0.72人	1,646千円	0.65人	1,486千円		
		人件費合計	2.2人	13,553千円	1.99人	11,645千円	2人	11,659千円	2.01人	12,166千円		
総事業費		916,503千円			840,126千円			872,195千円			886,081千円	
財源内訳	国県支出金		223,747千円			201,052千円			206,605千円			195,026千円
	国県支出金の内容		乳幼児等医療費補助金 乳幼児等医療費事務費補助金									
	地方債											
	その他特財		66,000千円			66,731千円			69,943千円			25,937千円
	その他特財の内容		公益財団法人兵庫県市町振興協会市町交付金									
	一般財源		626,756千円			572,343千円			595,647千円			665,118千円
財源合計		916,503千円			840,126千円			872,195千円			886,081千円	

事業シート（概要説明書）

事業名		こども医療費助成事業			事業開始年度	昭和48年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		乳幼児等医療費助成額			円	765,884,960/	791,883,253/	804,781,182/
		乳幼児等医療費助成件数			件	409,500/	412,660/	414,886/
						/	/	/
					/	/	/	
単位当たりコスト	総事業費	/	助成件数	円	2,052	2,114	2,136	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	こどもに安心して医療機関を受診させることができる環境整備の進捗を示す目安として受給者1人あたりの助成額、助成件数を成果目標として設置している。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		乳幼児等医療費助成受給者1人あたりの助成額			円	31,871/	32,452/	32,687/
		乳幼児等医療費助成受給者1人あたりの助成件数			件	17/	17/	17/
				/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 本事業は乳幼児等の医療費に限定した助成事業であり、子育て家庭の支援体制の充実に寄与している。今後も継続的な事業の実施が必要と考える。							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	加古川市の近隣市町で小学校3年生まで、所得制限なしで、無料化を実施しているのは、明石市、小野市、播磨町。 高砂市、加西市は所得制限あり。 稲美町は所得制限なしで、小学校1年生～3年生の通院は一部負担金あり。 三木市は所得制限ありで、小学校1年生～3年生の通院は一部負担金あり（ただし低所得者は一部負担金なし）。 姫路市は、3歳未満は所得制限、一部負担金ともなし。3歳以上から所得制限、通院の一部負担金あり。							
特記事項								

委託先シート				平成25年度
委託内容	委託先	委託金額		事業者選定方法
医療助成システム保守業務	(株)アイネス関西支社	2,394	千円	随意契約
医療費受給者証封入封緘事務	レスター工業(株)神戸営業所	968	千円	指名競争入札
レセプトデータ電子媒体作成業務(福祉)	兵庫県国民健康保険団体連合会	408	千円	随意契約
レセプトデータ電子媒体作成業務(柔整)	兵庫県国民健康保険団体連合会	159	千円	随意契約
医療助成システム改修業務	(株)アイネス関西支社	2,100	千円	随意契約
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	

事業シート (概要説明書)

事業名	こども医療費助成事業 (県事業拡充分)		事業開始年度	平成22年度		
上位施策名	出産と子育ての支援を充実する		担当局・部名	市民部		
根拠法令等	こども医療費助成事業実施要綱 (兵庫県) 加古川市こども医療費助成要綱		担当課・係名	医療助成年金課		
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	登 康典		
実施の背景	次代を担う子どもを安心して生み、育てることができるよう、医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育て支援体制を充実させる必要がある。					
目的 (何をどうしたいのか)	小学校4年生から中学校3年生までの、こどもの医療費の助成を行い、こどもの保護者の経済的負担を軽減する。					
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	小学校4年生から中学校3年生までの、こどものうち、保護者の市町村民税所得割税額が、それぞれ23万5千円未満の者		対象者数 (全住民に対する割合)		
				11,740	人 (4.4 %)	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)				
		<input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:)				
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()				
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 (箇条書き)		事業費		活動指標
小学校4年生から中学校3年生までの、こどもの医療費について、保険診療分の自己負担額のうち入院は全額、通院は3分の1を助成する。		70,706	千円	医療費助成額 医療費助成件数		
			千円			
			千円			
			千円			
関連事業 (同一目的事業等)	こども医療費助成事業 母子家庭等医療費助成事業					
コスト	26年度 (予算)		25年度 (決算)		24年度 (決算)	
	23年度 (決算)					
	事業費合計		113,701	千円	70,706	千円
	事業費内訳 (平成25年度分)		扶助費 64,172千円 ※医療助成費 手数料 2,556千円 ※審査機関への審査支払手数料、医療機関への事務処理費 その他 3,978千円 ※旅費、事務用品購入費、医療費受給者証等印刷費、 医療費受給者証等郵送料、 平成24年度県補助金超過交付分の償還金			
	人件費	担当正職員	1.53	人	12,015	千円
		臨時職員等	0.67	人	1,538	千円
人件費合計		2.2	人	13,553	千円	
総事業費		127,254	千円	83,069	千円	
財源 内訳	国県支出金		44,837	千円	34,217	千円
	国県支出金の内容		こども医療費補助金、こども医療費事務費補助金			
	地方債			千円		千円
	その他特財			千円		千円
	その他特財の内容					
	一般財源		82,417	千円	48,852	千円
財源合計		127,254	千円	83,069	千円	
		53,020	千円	29,198	千円	

事業シート (概要説明書)

事業名		こども医療費助成事業 (県事業拡充分)			事業開始年度	平成22年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】 (実績値/目標値)			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		医療費助成額 (小4～中3医療費)			円	64,171,521/	38,638,869/	15,477,983/
		医療費助成件数 (小4～中3医療費)			件	81,778/	56,416/	21,160/
						/	/	/
					/	/	/	
単位当たりコスト	総事業費	/	助成件数	円	1,016	940	1,380	
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	こどもに安心して医療機関を受診させることができる環境整備の進捗を示す目安として受給者1人あたりの助成額、助成件数を成果目標として設置している。 なお、平成23～25年度については毎年制度改正があり、年度途中で対象者や助成割合の変動があった。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】 (実績値/目標値)			単位	H25年度	H24年度	H23年度
		受給者1人あたりの助成額 (小4～中3医療費)			円	5,466/	6,412/	2,590/
		受給者1人あたりの助成件数 (小4～中3医療費)			件	7/	9/	4/
				/	/	/		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>■拡充 □維持 □縮小 □改善 □統合 □廃止 □休止 □完了</p> <p>本事業は、こどもの医療費に限定した助成事業であり子育て家庭の支援体制の充実に寄与している。今後、制度拡充も視野に入れながら継続的に事業を実施することが必要と考える。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>加古川市の近隣市町で小学校4年生から中学校3年生まで、所得制限なしで、入院、通院ともに無料化を実施しているのは、明石市、小野市。 高砂市、加西市は所得制限あり。 稲美町は所得制限なしで、小学校4年生～中学校3年生の通院は一部負担金あり。 播磨町は所得制限なしで、小学校4年生～中学校3年生の入院とともに一部負担金あり。 三木市、姫路市は所得制限ありで、小学校4年生～中学校3年生の通院は一部負担金あり (ただし三木市は低所得者は一部負担金なし)。</p>							
特記事項								

県内市町の中学3年生までの医療費助成の状況

…無料

H26.10.8現在

市町名	入通区分	自己負担															所得制限を撤廃している市町	所得制限	
		1歳未満	2歳未満	3歳未満	4歳未満	5歳未満	就学前	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年			
0	県制度	通院	1医療機関等につき1日800円(低所得者は600円)上限、月2回まで																1歳未満:所得制限なし
		入院	1医療機関等につき月額3,200円(低所得者は2,400円)上限																1歳~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算あり)
1	加古川市	通院	県制度と同じ																小学3年まで所得制限撤廃
		入院	県制度と同じ																小学4年~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算なし)
2	神戸市	通院	1医療機関等につき1日500円上限、月2回まで																所得制限:旧児童手当特例給付
		入院	県制度と同じ																
3	姫路市	通院	県制度と同じ																3歳未満まで所得制限撤廃
		入院	県制度と同じ																3歳以上は県制度と同じ
4	尼崎市	通院	県制度と同じ																県制度と同じ
		入院	県制度と同じ																
5	明石市	通院																○	
		入院																	
6	西宮市	通院																	県制度と同じ
		入院																	
7	洲本市	通院	県制度と同じ																県制度と同じ
		入院	県制度と同じ																※ 高校1年~高校3年の入院医療費の助成あり(2割負担)
8	芦屋市	通院	低所得者でない者は県制度と同じ(低所得者は無料)																1歳未満:所得制限なし
		入院	低所得者でない者は県制度と同じ(低所得者は無料)																1歳~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算なし)
9	伊丹市	通院	県制度と同じ																県制度と同じ
		入院	県制度と同じ																
10	相生市	通院	県制度と同じ																1歳未満:所得制限なし
		入院	県制度と同じ																1歳~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算なし)
11	豊岡市	通院	県制度と同じ																県制度と同じ
		入院	県制度と同じ																
12	たつの市	通院																○	
		入院																	
13	赤穂市	通院																	1歳未満:所得制限なし
		入院																	1歳~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算なし)
14	西脇市	通院																	県制度と同じ
		入院																	
15	宝塚市	通院																	1歳未満:所得制限なし
		入院																	1歳~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算なし)
16	三木市	通院	1医療機関等につき1日800円上限、月2回まで(低所得者は無料)																県制度と同じ
		入院	1医療機関等につき1日800円上限、月2回まで(低所得者は無料)																
17	高砂市	通院																	県制度と同じ
		入院																	
18	川西市	通院	県制度と同じ																県制度と同じ
		入院	県制度と同じ																
19	小野市	通院																○	
		入院																	
20	三田市	通院	県制度と同じ															○	
		入院	県制度と同じ																
21	加西市	通院																	1歳未満:所得制限なし
		入院																	1歳~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算なし)
22	篠山市	通院																	1歳未満:所得制限なし
		入院																	1歳~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算なし)
23	養父市	通院																○	
		入院																	
24	丹波市	通院																	1歳未満:所得制限なし
		入院																	1歳~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算なし)
25	南あわじ市	通院																	県制度と同じ
		入院																	
26	朝来市	通院																	県制度と同じ
		入院																	
27	淡路市	通院	県制度と同じ																県制度と同じ
		入院	県制度と同じ																
28	宍粟市	通院																○	
		入院																	
29	加東市	通院																	県制度と同じ
		入院																	
30	猪名川町	通院	県制度と同じ																通院:小学3年まで撤廃、小学4年~中学3年は県制度と同じ
		入院	県制度と同じ															○	入院:中学3年まで撤廃
31	多可町	通院																	県制度と同じ
		入院																	
32	稲美町	通院	県制度と同じ																1医療機関等につき1日800円上限、月2回まで
		入院	県制度と同じ															○	
33	播磨町	通院	県制度と同じ															○	
		入院	1割負担																
34	神河町	通院																○	
		入院																	
35	市川町	通院																	県制度と同じ
		入院																	
36	福崎町	通院																	県制度と同じ
		入院																	
37	太子町	通院	県制度と同じ																1医療機関等につき1日800円上限、月2回まで
		入院	県制度と同じ																
38	上郡町	通院	1医療機関等につき1日800円上限、月2回まで																県制度と同じ
		入院	1医療機関等につき1日800円上限、月2回まで																
39	佐用町	通院																	1歳未満:所得制限なし
		入院																	1歳~中学3年:市町村民税所得割税額23万5千円未満(世帯合算なし)
40	香美町	通院																	県制度と同じ
		入院																	
41	新温泉町	通院																○	
		入院																	
市町計		通院	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	10	
うち無料			(40)	(40)	(40)	(36)	(36)	(36)	(30)	(30)	(30)	(27)	(27)	(27)	(24)	(24)	(24)		
市町計		入院	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	11	
うち無料			(41)	(41)	(41)	(41)	(41)	(41)	(41)	(41)	(41)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)		

中学3年生までの医療助成制度の沿革

年 月	制 度 (内 容)	対象年齢	
		入院	外来
昭和48年8月1日	・ 1歳未満の乳児の医療費の助成を開始 助成内容：5,000円を超える医療費を助成 所得制限：なし（県制度では所得制限があるが市単独により撤廃）	1歳未満	
昭和49年8月1日	・ 県制度改正により全額助成に変更		
昭和58年7月1日	・ 県制度に合わせて所得制限を導入（児童手当法に準拠）		
平成4年7月1日	・ 市単独により所得制限を撤廃		
平成6年7月1日	・ 県制度改正により対象者を3才未満児まで拡大 所得制限：1歳未満はなし、1才以上は所得制限あり	未3歳	
平成11年7月1日	・ 県制度改正により3歳以上6歳未満児の入院を助成対象とする		
平成13年7月1日	・ 県制度改正により3歳以上6歳未満児の通院も助成対象とする また、外来に一部負担金を導入（1割、月額限度額5,000円） ・ 市単独により0歳児の外来自己負担額を助成	未6歳	
平成14年4月1日	・ 県制度改正により義務教育就学前の乳幼児まで対象を拡大		
平成17年7月1日	・ 県制度改正により一部負担金を変更 外来：定額負担 1医療機関につき1日700円（低所得者は500円） 月2回まで 入院：1割負担 2,800円（低所得者は2,000円） ・ 市単独により1歳以上3歳未満児の所得制限、一部負担金を撤廃		
平成18年4月1日	・ 児童手当の所得制限改正により所得制限緩和	就学前	
平成19年4月1日	・ 県制度改正により対象を小学校3年生まで拡大 ・ 市単独により小学校3年生まで所得制限、一部負担金を撤廃		
平成22年4月1日	・ 県制度改正により小学4年生から中学3年生の入院医療費助成制度創設 所得要件：保護者の市民税所得割税額が23万5千円未満 助成内容：入院医療費の3分の1を助成 入院4ヶ月目以降は全額助成 助成方法：償還払い		
平成23年10月1日	・ 県制度改正により小学4年生から小学6年生の通院医療費助成制度創設 所得要件：保護者の市民税所得割税額が23万5千円未満 助成内容：通院医療費の3分の1を助成 助成方法：受給者証による現物給付	小学3年	
平成24年7月1日	・ 市単独により小学4年生から中学3年生の入院医療費の助成割合を「3分の1」から「3分の2」へ拡充 兵庫県が第2次行革プランで市町による上乗せを要請し、 県下41市町が3分の2以上の助成を実施		
平成25年7月1日	・ 県制度改正により通院医療費の助成対象を中学3年生まで拡大 ・ 県制度改正により小学4年生から中学3年生の入院医療費の助成方法を償還払いから現物給付に変更 ・ 市単独により小学4年生から中学3年生の入院医療費の助成内容を「3分の2」から「無料」へ拡充 (助成割合：県3分の1、市3分の2)	小学6年	中学3年
		以上	

加古川市こども医療費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県こども医療費助成事業実施要綱の規定に基づき、こどもに係る医療費の一部又は全部を市が助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「こども」とは、加古川市に住所を有する9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する法律（以下「医療保険各法」という。）による被保険者又は被扶養者であるものをいう。
- (2) 「こども保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。
- (3) 「医療保険各法の給付」とは、医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給をいう。
- (4) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合にあってはその額を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われていないときに限る。）をいう。
- (5) 「福祉医療入院一部負担金」とは、加古川市医療の助成に関する条例（昭和46年条例第26号）別表第2（2）障害者及び母子家庭、父子家庭及び遺児の場合の項中入院療養の場合の一部負担金をいう。
- (6) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他市長が定める者をいう。

(対象者)

第3条 この助成の対象者は、次の要件を備えているこどもとする。

- (1) こども保護者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が23万5千円未満であること。
- (2) こども保護者が当該こどもの生計を維持できない場合は、そのこどもの民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を

除く。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が23万5千円未満であること。

(助成の範囲)

第4条 対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額を助成する。

- (1) 入院 被保険者等負担額又は福祉医療入院一部負担金の全額
- (2) 外来 被保険者等負担額の3分の1に相当する額

(助成の申請)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、こども医療費助成申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出し、助成の認定を受けなければならない。

(助成の認定等)

第6条 市長は、前条の申請書が提出された場合は申請に係る事項を審査し、認定の決定をしたときは、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)にこども医療費受給者証(様式第2号)(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。ただし、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第116条又は第116条の2の規定による加古川市以外の市町村が行う国民健康保険の被保険者については受給者証を交付せず、こども医療費助成認定通知書(様式第2号の2)(以下「認定通知書」という。)を交付するものとする。

2 市長は、認定をしなかったときは、申請者にこども医療費助成非該当通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 対象者は、保険医療機関等において医療を受ける際、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(助成の適用)

第7条 第4条に規定する医療費の助成は、対象者となった日から適用する。

(助成の方法)

第8条 市長は、対象者が保険医療機関等で医療を受けた場合において、医療費の助成として、当該対象者(その保護者を含む。以下この条において同じ。)に支給すべき額の限度において、当該対象者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払う。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合において、対象者に支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。

- (1) 医療保険各法の規定により、対象者に係る療養費の支給が行われた場合
- (2) 対象者が保険医療機関等において医療を受ける際、当該保険医療機関等に受給者証を提示することができなかった場合
- (3) 第6条第1項ただし書きに規定する認定通知書の交付を受けた場合
- (4) 福祉医療入院一部負担金の助成を受ける場合
- (5) その他市長が特に必要があると認めた場合

(加古川市医療の助成に関する条例等の準用)

第9条 この要綱の実施にあたり、加古川市医療の助成に関する条例第8条から第10条までの規定並びに加古川市医療の助成に関する条例施行規則第4条から第6条まで及び第8条から第

10条までの規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、医療費の助成に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、兵庫県子ども医療費助成事業実施要綱が廃止された日に、その効力を失う。ただし、当該廃止された要綱の規定による指示により、経過措置に関する手続の規定があるときは、その規定による。

(市町村民税の額の算定の特例)

3 当分の間、附則第2項に規定する市町村民税の所得割の額については、同項中「所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法」とあるのは、「所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の2の所得控除を算定するときは、同条第1項第11号の規定に限り地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して算定し、地方税法」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市子ども通院医療費助成要綱の規程は、平成24年7月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(加古川市子ども入院医療費助成要綱の廃止)

2 加古川市子ども入院医療費助成要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の加古川市子ども医療費助成要綱の規程は、平成25年7月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。